

令和7年度 京都市立新町小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなりうるものだと捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としている。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

ア 委員会名

新町小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・SC・SSW・養護教諭・教育相談主任・当該学年
(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・生徒指導部会・兄弟を含む学級担任)
※緊急対応時はこの限りでない

ウ 役割

- 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- 各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- 重大事態に対する判断と対応。
- 関係機関、専門機関との連携対応。

工 開催時期

- 月1回実施 定例で開催。(緊急対応の場合は、この限りではない)

オ いじめ防止基本方針の児童生徒・保護者への周知方法

- HP、学校だよりを活用し、保護者へ周知する。
- 児童朝会、学級指導で児童へ周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- 学習の成果物を掲示し、児童同士の交流を図る。
- 学校行事や学校の約束などのポスターを廊下などに掲示する。
- 委員会の活動掲示板を作成する。
- 学校司書との協力のもと、おすすめ本を紹介する掲示を行う。

イ 授業改善の充実

- 教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと楽しさを実感できる授業を行う。
- 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
 - ・始まりと終わりの時間を守り、45分間の学習時間を徹底する。
 - ・ICT機器や資料、ホワイトボードなどを活用し、学習の形態の幅を広げる。
 - ・次の学習の準備がスムーズに行えるように工夫する。
 - ・1時間の学習の流れを明確にする
 - ・児童がめあてを理解し、めあてに向かって学習をすすめられるように工夫する。
 - ・学習掲示カードやプレゼンソフトを活用し、児童がより興味・関心をもって学習に臨めるように工夫する。
 - ・児童の実態に合わせた授業づくりを工夫し、全ての児童がわかる喜びと楽しさを実感し、自己肯定感を高められる取組を行う。
 - ・GIGA端末を効果的に使い、児童同士が交流したり考えを伝えたりできる場面を増やす。
- 共に高め合う学習集団の育成のために、言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- 全ての児童に、習得すべき基礎学力の定着を図る。(朝学習など)
- ペア学習やグループでの交流などを積極的に授業内で取り入れる。
- 補助簿等を活用し、授業の改善や児童の実態把握に努める。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- 学校だより、ホームページなどで、道徳や人権について啓発を行う。
- 系統立てた情報モラル教育を人権教育学習で実施する。
- 学年に応じた性に関する学習を実施する。
- 心しなやかプログラムによる、レジリエンスの獲得。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- 児童朝会の充実を図り、児童主体の学校運営を行う。
- 委員会の活動を報告する掲示板を作成する。
- 12月の人権週間の際、人権を大切にすることについて学年の実態に合わせて考え、人権標語を作成する。
- 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- 学校行事を通して人間関係づくりを行う。
- 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
 - ・九九大会　・学校キャンプ　・アウトドア教室　・田んぼの学習　・茶道体験
 - ・校区探検　・野菜の栽培　・地域合同避難訓練
- 学校運営協議会や部会Aと連携し、児童主体での活動を行う。
- 地域のお年寄りの方に、敬老の日の手紙を書き、お渡しする。
- わくわく学習などで、外部講師の方からお話を伺い、主体的な探究活動を行う。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- 縦割り活動等で異学年集団の交流を進め、協力して助け合う心を育て望ましい人間関係の育成を図る。
 - ・たてわり遊び
- 学級活動の充実により、共に協力し取り組むことで達成感や充足感を得る。
 - ・係活動
 - ・学級内みんな遊び
 - ・話し合い活動の充実
- クラブ活動において、同じ目的を共有し努力することを通して仲間意識を育てていく。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- 生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「生徒指導部会」で情報を共有する。
- 「生徒指導部会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- 重大事態については、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

○アンケートの実施

- いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。尚、4~6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- 学校評価の児童によるアンケート(記名式)において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

○教育相談の実施

- 養護教諭を中心に、日常的に教育相談が実施できるような体制にする。
- アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- 「教育相談期間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- 保健室来校の様子を教職員全体で共有・交流できるようにする。
- スクールカウンセラーを有効に活用し、児童・保護者・教職員との連携を密にする。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- 生徒指導部会において、各学級のいじめアンケート・クラスマネジメントシートの確認
- 問題行動の共有の徹底。
- 登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動実施。
- 全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) いじめが起ったときの措置及び再発防止に向けて取組

ア 基本的な考え方

○いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

予防

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・体験活動の充実

生徒指導委員会にていじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)などの問題行動の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

【事実確認】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った指導

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【謝罪の場の設定】

- 重大事態に発展する可能性が認められる場合いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 人権教育をふまえた情報モラル教育の徹底。(図書資料や映像資料を効果的に使う。)
- 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発。
- 「情報モラル学習」に取り組み、正しいSNSの使い方を学ぶ機会とする。
- ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- 学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けて取組

- 担任及び全教職員協力のもと3か月は継続して見守りを続けていく。
- 定期的な報告会をもち、現状を報告する。
- いじめ被害者児童・加害者児童への定期的な相談活動。
- よりよい学級づくりに向けての取組。
- 保護者との懇談、連携を図る。

(4) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 内容・実施の時期

- 生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- 教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- 生徒指導研修会時に実施する。
- 内容は、「新町小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」など

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への連携

- 学校評価アンケートを定期的に(年2回)を行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- その際、PDCAサイクルでの見直しを行う。

イ 保護者・地域への情報共有

- 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「新町小学校いじめの防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- 道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを部会の協力のもと進める。

ウ 保護者・地域との協同の取組

- 学校運営協議会との協同による取組や声かけの推進
- 見守り隊の方々による登下校の見守り

エ 保護者・地域への啓発

- 新町小が部会との連携のもと、いじめ問題や「新町小学いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- 平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。
- いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、聞き取りアンケートの使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- 重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進。等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催や校内研修等	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発 関係機関との連携
4	職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割簿明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 生徒指導研修会 「学校いじめ防止等基本方針」 「京都市いじめの防止等取組指針」	【共通】 ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」	前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2~6年)	・入学式後の保護者説明 授業参観・懇談会
5	生徒指導研修会 「いじめ等、温かく見守る児童の確認」 生徒指導研修会（児童理解） 心しなやかプログラム研修会 心しなやかプログラム実施 生徒指導部会	【共通】 「年生をむかえる会 児童朝会 【6年】 修学旅行		・全校朝会で児童に「いじめ対策委員の紹介」をしたことを学校だより・HPで周知
6	生徒指導部会 「いじめアンケート・クラスマネージメントシートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」	【共通】 児童朝会 たてわり活動	・いじめに関するアンケートの実施 ・クラスマネジメントシートの実施 ・教育相談	授業参観
7	生徒指導部会 「いじめアンケートの集約・共有」「クラスマネージメントシートの集約・共有」 「学校評価の実施に向けて」	【共通】 児童朝会 たてわり遊び		個人懇談会
8	生徒指導部会 「夏季研修会（いじめに特化した）に向けて」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 「いじめ」に特化した生徒指導研修会 小中合同研修会 「いじめについての情報共有」	【共通】 児童朝会 あいさつ運動		
9	生徒指導部会 「未然防止に向けての取組の確認」	【共通】 たてわり遊び 児童朝会 【5年】 花脊山の家宿泊學習	保護者への学校評価アンケート	・学校便り・HPによる学校評価公表 ・学校運営協議会理事会にて説明と評価

10	生徒指導部会 「いじめアンケート・クラスマネージメントシートの実施に向けて」	【共通】 児童朝会 運動会		
11	生徒指導部会 「いじめアンケートの集約」 「クラスマネージメントシートの集約・共有」 教育相談期間 「学校評価の実施に向けて」	【共通】 フリー参観 たてわり遊び 児童朝会	・いじめに関するアンケートの実施 ・クラスマネージメントシートの実施 ・教育相談	
12	生徒指導部会 「基本方針の見直し」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」	【共通】 人権朝会 児童朝会	保護者への学校評価アンケート	個人懇談会
1	生徒指導部会 「学校評価を踏まえてのいじめ防止プログラムの見直し」	【共通】 あいさつ運動 たてわり遊び 児童朝会		
2	生徒指導部会 「今年度の反省と次年度への課題」 「年間を通していじめ事案の経過」 生徒指導研修会（児童理解年度末交流）	【共通】 児童朝会 たてわり遊び 【6年】 卒業遠足		新1年体験入学保護者説明会 ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護啓発
3	生徒指導部会 「児童理解」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 「年間の取組の見直し」	【共通】 児童朝会 6年生を送る会 卒業式		・学校便り・HP による学校評価公表 ・学校運営協議会理事会にて説明と評価

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- 「年間の取組の見直し」(PDCAサイクル 8月 12月 3月)
- 「いじめに関するアンケート」「クラスマネージメントシート」
- 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- 「生徒指導研修」
- 「生徒指導部会、低中高学年部会でのいじめの実態把握」
- 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- 「個別面談」「教育相談」